

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十一号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部なら歴史芸術文化村指定管理者選定審査会の項の次に次のように加える。

なら歴史芸術文化村コミッション	なら歴史芸術文化村の運営及び活用についての審議に関する事務
-----------------	-------------------------------

別表知事の部奈良県経営革新計画評価等委員会の項の次に次のように加える。

奈良県研究開発支援補助金選定審査会	奈良県研究開発支援補助金に係る事業についての審査に関する事務
-------------------	--------------------------------

別表知事の部奈良らしい農業・農村のあり方検討委員会の項を削り、同部高畑町裁判所跡地事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

奈良公園魅力向上事業事業者選定委員会	奈良公園魅力向上事業に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務
--------------------	--

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。